

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	東松島市

## 東松島市鳥獣被害防止計画

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ、ハクビシン
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	宮城県東松島市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ	水稻	590千円 39.00ha
ハクビシン	トウモロコシ、苺	2千円 0.10ha

(2) 被害の傾向

対象鳥獣は、市内全体に広く分布しているが、被害の状況は、偏りが見られる。カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）とカルガモの被害は、本市の北部と南部に多く、スズメの被害は、棒がけで乾燥を行っている地域に多く見受けられる。特に、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）は、移植後の稲の引き抜きが非常に目立っており、被害地では、再度の補植を行なわなければいけない状況にある。

また、ハクビシンの被害は、年に数件発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
被害金額	592千円	473千円
被害面積	39.10ha	31.28ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥類については、宮城県猟友会石巻支部へ、年2回（春の田植後と秋の収穫前）2日間ずつ猟銃による駆除を依頼している。宮城県猟友会石巻支部は、東松島地区に4分隊あり、隊員15名で構成している。</p> <p>ハクビシンについては、市で箱わな10基を用意し、捕獲許可と同時に貸与している。</p>	<p>鳥類については、駆除隊員数の減少と高齢化により、駆除の実施が困難になりつつある。</p> <p>ハクビシンについては、農作物防除を想定しているため、人家の屋根裏に進入した場合の対応が必要と考える。</p> <p>また、処分方法を捕獲者に委ねるため、処理費用面等の課題が発生している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし

(5) 今後の取組方針

カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ及びスズメの猟銃による駆除を継続するとともに、駆除隊員数の維持のための支援策を講じる。

ハクビシン対策として、市民による捕獲率の向上を目指し、成功例の情報収集を行うとともに市民へハクビシンの生態に関する情報提供を行う。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害報告により、東松島市農作物病虫害防除協議会から、宮城県猟友会石巻支部へ対象鳥獣の駆除を依頼し、宮城県猟友会石巻支部では、猟銃による駆除を実施することとしている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31～33	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ、ハクビシン	駆除隊員数の維持に向けた支援策の実施
31～33	ハクビシン	捕獲員養成のための技術の講習会開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、毎年度の捕獲実績及び被害状況を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	250	250	250
カルガモ	250	250	250
スズメ	250	250	250
ハクビシン	10	10	10

捕獲等の取組内容
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ及びスズメは、猟銃による駆除を年2回（5月と9月）実施する。 ハクビシンは、年間を通じ、箱わなの貸し出しによる捕獲を推進する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
該当なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31～33	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ	生息地（寝床）、行動範囲の把握による効率的な捕獲計画
31～33	ハクビシン	被害防止に関する普及啓発を行う（農地の放任果樹の除去、環境整備などの指導）

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東松島市産業部農林水産課	出没及び状況の把握、関係機関への連絡
宮城県猟友会石巻支部	被害情報の収集、有害鳥獣捕獲の実施
石巻警察署	被害防止対策等情報提供及び指導助言
宮城県東部地方振興事務所	被害防止対策等情報提供及び指導助言

(2) 緊急時の連絡体制

東松島市産業部農林水産課 電話番号0225-82-1111
----------------------------------

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥類は、猟友会隊員により埋設処理とする。 ハクビシンについては、捕獲者による処理とする。
---

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし
------

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東松島市農作物病虫害等防除協議会
構成機関の名称	役割
東松島市産業部農林水産課	出没及び被害状況の把握、捕獲等申請、被害防止対策指導等、捕獲等許可、保護の観点からの指導等、構成機関との連携協力、人的被害防止対策等
いしのまき農業協同組合	実施事業における指導
宮城県農業共済組合	実施事業における指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東松島市農業委員会	実施事業における指導
宮城県自然保護員	生息状況等の分析、被害防止対策の指導
石巻地区森林組合	被害防止対策等情報提供及び指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の被害状況等により検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--